

## 三世代交流助成事業要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、核家族化や少子高齢化が進展する中で、子どもや親、祖父母と一緒に親しみ触れ合い、世代間の交流を図ることで、社会参加や生きがい対策を支援することを目的に助成を行う。

### (助成の対象団体)

第2条 助成の対象団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとし、地域の意見を反映させる委員会等を設置するものとする。

- (1) 自治会（区）単位で事業を実施する団体
- (2) 小学校区単位で事業を実施する団体
- (3) その他、社協会長が認める団体

### (助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、既存の事業に対しての助成は行わず、当該年度の予算の範囲内で助成する。

- (1) 地域の文化や歴史、昔の遊び等を通じてふれあう世代間交流事業
- (2) 地域の郷土料理等を伝承する世代間交流事業
- (3) 地域住民がスポーツ等を通して世代間交流をする事業
- (4) その他、社協会長が助成を必要と認めた事業

### (助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、申請団体が対象事業を実施するために直接要する経費であって、別表に定めるものとする。

### (助成金の条件)

第5条 申請は、年一回限りで、同一の団体に対する助成回数は、通算して3回を限度とし、助成限度額は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自治会（区）単位で事業を実施する団体への助成限度額は5万円
  - (2) 小学校区単位で事業を実施する団体への助成限度額は10万円
- 2 実施する事業は、実施地域の全住民を対象とし、周知をするチラシ等に、赤い羽根共同募金からの助成金を充当するということを明記しなければならない。

### (助成金の申請)

第6条 助成を受けようとする申請団体は、三世代交流助成金申請書（様式第1号）を開催日の1ヶ月前までに社協会長へ提出する。

(助成の決定)

第7条 社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、三世代交流助成決定通知書(様式第2号-1)または三世代交流助成却下通知書(様式第2号-2)を申請団体へ通知する。

(事業の報告)

第8条 助成を受けた申請団体は、事業終了後、1ヶ月以内に三世代交流事業実施報告書(様式第3号)及び領収書(原本)を社協会長へ提出する。

2 申請団体が助成内容を変更しようとする時、又は事業を中止、もしくは廃止しようとする時は、三世代交流助成事業内容変更書(様式第4号)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 助成を受けた申請団体が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

(1) 助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき

(2) 助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

(3) 助成金を目的外に使用したとき

附則

この要綱は、平成21年 4月 1日より施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日より施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日より施行する。

この要綱は、平成25年 4月 1日より施行する。

この要綱は、平成25年10月 1日より施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日より施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日より施行する。

この要綱は、令和 元年 8月 1日より施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日より施行する。

(経過措置)

この要綱は、平成31年3月31日までに、三世代交流助成金申請書を提出した団体に限り、通算3回を限度とする助成を有効とする。

平成31年4月1日以降の新規申請については、この要綱に適用しない。